



革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金 ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)支援事業」におけるZEHビル ダー登録制度の概要(案)について

1. ZEHビルダー登録制度について

平成28年度ZEH支援事業においては、執行団体にてハウスメーカー、工務店、建築設計事務所などを対象として「ZEHビルダー」を公募したのち、申請・確認を経て、「ZEHビルダー」として登録を行う予定です。

平成28年度ZEH支援事業においては、登録されたZEHビルダーが設計、建築(既築改修を含む)するZEH(Nearly ZEHは含まない。)のみを補助対象とする予定です。

※ 補助金交付先は、新築住宅の建築主、新築建売住宅の購入予定者、既築住宅の所有者で、これまでの補助事業から変更ありません。

※ この他の平成28年度ZEH支援事業の詳細は現在検討中です。詳細が決まり次第、経済産業省または執行団体のホームページで公開する予定です。

登録制度の概要(案)は以下のとおりです。(なお、登録に向けた具体的な手続き、必要書類、詳細要件については予算が成立し、執行団体の決定後に公表を行う予定です。)

2. ZEHビルダー登録要件について

a. 2020年度における年間のZEH建築(改修)割合※を50%以上とすることを目標として各年度の目標値を設定・公表すること。

b. ZEHビルダーとして登録された後は、2020年度までの間、毎年のZEH建築(既築改修を含む)の実績を経済産業省に報告するとともに、その一部を公表することに同意すること。

3. ZEH建築(改修)の実績報告事項

2.bの「毎年のZEH建築(既築改修を含む)の実績」について、具体的には以下の内容を報告頂くことを予定しています。

ZEH割合

住宅建築件数(全体)

建築件数(ZEH)

建築件数(Nearly ZEH)

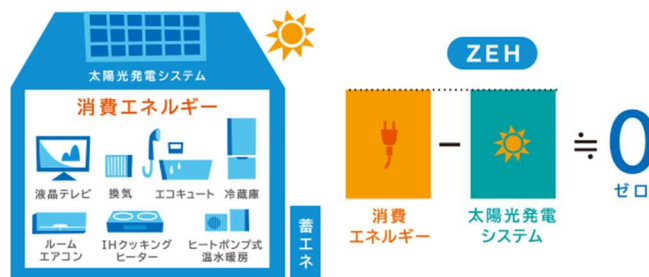
外皮性能の分布(任意)

ZEH普及に向けて行った取り組み内容

また、上記の内、「ZEH割合」についてはZEHビルダーとして登録された事業者のHP等に公表頂くことを予定しています。

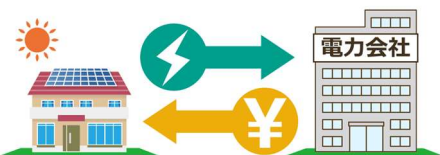
3. ZEHビルダーの公募開始時期について

ZEHビルダーの公募開始時期については、平成28年4月上旬～中旬を予定しています。



情報提供: 経済産業省

太陽光買取価格 10kW未満区分2円引き下げ 有識者会議が了承



再生可能エネルギーの買取価格を審議する経済産業省の有識者会議「調達価格等算定委員会」は2月22日、2016年度の10kW未満の太陽光発電の買取価格を今年度から1kWhあたり2円引き下げ、出力制御対応機器設置義務がない場合で**31円/kWh**、設置義務がある場合は**33円/kWh**とすることを大筋で了承した。

10kW以上の太陽光発電は現行の27円/kWhから3円引き下げ24円/kWhとする。

買取り期間は家庭用、事業用ともに今年度実績を据え置く。

風力、中小水力、地熱、バイオマスについては価格、期間ともに据え置く。

情報提供: 経済産業省